

## 保護者殿

東京都立第三商業高等学校長  
智片 将也

## 学校感染症と出席停止について

下表は、学校保健安全法で定められた学校感染症です。生徒が感染症に罹患した場合、出席停止扱いになります。(出席停止期間は、証明書の提出により欠席とはなりません)

分類	病名	出席停止の期間	
第一種	感染症予防法1類・2類感染症(結核を除く) エボラ出血熱、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザなど (新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症は第一種とみなす)	治癒するまで	
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで	
	風疹	発疹が消失するまで	
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで(かさぶたになるまで)	
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	
第三種	結核	病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎		
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで	
第三種 (その他の感染症)	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て、全身状態が良ければ登校可能	条件によっては出席停止の措置が必要と考えられるもののため、左記の基準は目安である。
	A型肝炎	発病初期を過ぎて肝機能が正常になった者は登校可能	
	B型肝炎	急性肝炎の急性期でない限り登校可能	
	手足口病	全身状態が安定していれば登校可能	
	伝染性紅斑(りんご病)	発疹のみで全身状態が良ければ登校可能	
	ヘルパンギーナ	全身状態が安定していれば登校可能	
	マイコプラズマ感染症	症状が改善し、全身状態が良ければ登校可能	
	感染性胃腸炎	下痢・嘔吐症状が軽減し、全身状態が良ければ登校可能	
その他(重大な流行の感染拡大を防ぐ必要のあるときなど)	病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで		

関係法令：学校保健安全法施行規則<令和5年5月改正>、参考文献：学校において予防すべき感染症の解説<令和5年度改訂>

きりとりせん

※学校に登校する時にお持ちください

## 登校許可証明書

年 組 氏名

感染症名 ( )

治療期間 ( 年 月 日 ~ 年 月 日 )

令和 年 月 日 医療機関名

医師名

